第４４４回上山市農業委員会総会議事録

１　期　　日　　令和７年９月２５日（木）午後１時３０分開会
２　場　　所　　市役所　４０１・４０２会議室
３　出席委員　　１５人

１番　井上隆市委員	２番　江口勘四郎委員	~~３番　尾形智代委員~~
４番　上妻一実委員	５番　羽島誠一委員	６番　吉田敏恵委員
７番　黒田浩次委員	８番　冨田憲一委員	９番　山川光照委員
１０番　奈良崎洋一委員	１１番　長沼健司委員	１２番　松田陽一委員
１３番　鈴木萬四郎委員	１４番　後藤敏秀委員	１５番　原田広幸委員
１６番　木村辰也委員		

出席推進委員　　６人
平吹正見推進委員、水沼純一推進委員、関野晴美推進委員、松田信朋推進委員、北澤徹推進委員、鈴木章推進委員
傍聴　　なし

４　欠席委員　３番　尾形智代委員
５　議事日程
日程１　諸般の報告
日程２　議事録署名委員の指名
日程３　議　第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
日程４　議　第２号　農用地利用集積等促進計画（利用権設定）について
日程５　報告第１号　農地法第１８条の規定による通知書の受理について
日程６　報告第２号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について
日程７　報告第３号　非農地証明書の交付について

６　事務局出席職員
事務局長　伊藤智彦、係長　柏倉昌範、係員　谷澤貴子、係員　伊藤亜子

７　会議の概要

議長 （会長）	定刻になりましたので、９月１７日に告示になりました、第４４４回上山市農業委員会総会を開会します。 出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程により進めます。
議長	日程１、諸般の報告でありますが、事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。第１、招集告示について、令和７年９月１７日、上山市農業委員会告示第９号により、令和７年９月２５日、第４４４回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。 第２、出席告知について、令和７年９月１８日付け農委第１９５号をもって、第４４４回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。 第３、総会資料の配付について、第４４４回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配付しております。 第４、総会出欠委員数について、委員定数１６人、現在出席委員１５人となっております。なお、３番、尾形智代委員から欠席する旨の連絡がきております。また、推進委員が６人出席しております。以上で報告終わります。
議長	日程２、議事録署名委員の指名でありますが、上山市農業委員会総会会議規則第２９条の規定により、議長において、６番、吉田敏恵委員、１３番、鈴木萬四郎委員を指名いたします。
議長	日程３、議第１号、農地法第３条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	議第１号、農地法第３条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の１ページをお開きください。９件の申請がございました。 整理番号１及び２については関連がありますので一括して説明いたします。譲渡人は相生在住の〇〇氏、農業、金瓶在住の〇〇氏、会社員です。譲受人は相生に事務所を有する株式会社〇〇です。相生地内の畑３筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細

	については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であることから、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。１５番　原田広幸委員。
原田代理	整理番号１及び２について、現地調査の結果を報告します。２１日に○○氏及び○○氏の件に○○の○○氏に話を聞きました。○○氏の件につきましては桃を植えるそうです。○○氏の件については、隣接地で○○がすいかを作っており、この土地でもすいかを作る予定だそうです。なお、将来的にはすいかの集荷場をつくる予定とのことです。何ら問題ないかと思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による可申請のうち所有権の移転の整理番号１及び２については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号３及び４は関連がありますので一括して事務局長より説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号３及び４について説明いたします。譲渡人及び譲受人はともに中山在住の○○氏、農業、山形市在住の○○氏、自営業です。中山地内の畑２筆について、自作地相互の交換をするものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを　満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。８番　冨田憲一委員。
冨田委員	整理番号３及び４について、現地調査の結果を報告します。２３日に現地調査をしました。自宅近くの土地を以前交換したそうなのですが、市役所より当該土地が抜けていると指摘され今回の案件に至ります。よろしくご審議お願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号３及び４については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号５について事務局長より説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号５について説明いたします。譲渡人は三上在住の〇〇氏、農業、譲受人は三上在住の〇〇氏、会社役員兼農業です。三上地内の畑１筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。１５番　原田広幸委員。
原田代理	整理番号５について、現地調査の結果を報告します。今朝〇〇氏に電話をし、確認しました。２か月ほど前に〇〇氏より相談を受けた土地で、隣接地の持ち主である〇〇氏より何もしないのであればということで間に入った経緯があります。この土地には甘柿を作付け予定とのことです。

	特に問題はないかと思われますが、なおご審議よろしくお願い致します。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号５については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号６及び７は関連がありますので一括して事務局長より説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号６及び７について説明いたします。譲渡人及び譲受人はともに牧野在住の○○氏、農業、○○氏、農業です。牧野地内の畑４筆について、自作地相互の交換をするものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。７番　黒田浩次委員。
黒田委員	整理番号６及び７について、現地調査の結果を報告します。６番につきましては、２０日に○○氏に話を聞きました。○○氏の父と土地の交換をしたものでありますが、所有権変更の手続きを行っていなかったため、今回の申請になります。交換時から現在までは野菜を耕作しており、今後も野菜を作る予定とのことです。続きまして整理番号７について報告します。２４日に○○氏に聞き取りを行いました。整理番号６と同様で、所有権変更の手続きを怠っていたものです。この園地は交換当初よりすももを耕作しており、今後もすももを耕作していくとのことです。許可相当と思われますが、なおご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号６及び７については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号８について事務局長より説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号８について説明いたします。譲渡人は牧野在住の○○氏、農業。譲受人は牧野在住の○○氏、農業です。牧野地内の畑１筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。７番　黒田浩次委員。
黒田委員	整理番号８について、現地調査の結果を報告します。２４日に現地確認と○○氏に話を伺いました。○○氏は兼業農家であり、この土地は○○氏のすもも畑に隣接しております。面積も小さいことから、以前より相対で○○氏がすももを耕作しておりました。今後もすももを耕作する予定とのことです。何ら問題ないかと思われますが、よろしくご審議お願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）

議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号８については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号９について事務局長より説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号９について説明いたします。譲渡人は高野在住の〇〇氏、農業、譲受人は宮脇在住の〇〇氏、農業です。宮脇地内の畑１筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考え　ます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。１０番　奈良崎洋一委員。
奈良崎委員	整理番号９について、現地調査の結果を報告します。１８日に〇〇氏と会い現地調査を行いました。先々代が借用しぶどう畑にしたもので、今回登記をするために申請したものであります。現在はシャインマスカットを栽培しており問題ないかと思われますが、なおご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第３条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号９については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）

議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程４、議第２号、農用地利用集積等促進計画の利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。
事務局長	議第２号、農用地利用集積等促進計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の４ページをお開きください。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項により、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するものです。 ６件の申請がございました。全て農地中間管理機構を通じた貸借であり、転貸者は全て山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支援センターです。 整理番号１について説明いたします。借り人は永野在住の〇〇氏、貸し人は永野在住の〇〇氏であります。永野地内の田１筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号１については原案のとおりとすることにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおりとすることに決しました。次に、整理番号２について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号２について説明いたします。借り人は永野在住の〇〇氏、貸し人は永野在住の〇〇氏であります。永野地内の田１筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要

	件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号２については原案のとおりとすることにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおりとすることに決しました。次に、整理番号３について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号３について説明いたします。借り人は細谷在住の〇〇氏、貸し人は四ツ谷在住の〇〇氏であります。阿弥陀地地内の田２筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、同法第１８条第５項各号の要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号３については原案のとおりとすることにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおりとすることに決しました。
議長	日程５、報告第１号、農地法第１８条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長	報告第１号、農地法第１８条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の５ページをお開きください。６件の届出がございました。 整理番号１及び２は関連がありますので一括して報告いたします。貸し人は原口在住の○○氏、相生在住の○○氏、借り人は皆沢に事務所を有する株式会社○○であります。相生地内の畑３筆について解約するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号３及び４は関連がありますので一括して事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号３及び４について報告いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は高松在住の○○氏、借り人は東町在住の○○氏であります。高松地内の田１筆について解約するものであり、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号５及び６は関連がありますので一括して事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号５及び６について報告いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は金瓶在住の○○氏、借り人は相生に事務所を有する株式会社○○であります。先ほど議決いただきました農地法第３条の規定による所有権の移転のため、相生地内の畑２筆について解約するものであり、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

	（なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。
議長	日程６、報告第２号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第２号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の７ページをお開きください。５件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号１及び３については、農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。
議長	日程７、報告第３号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第３号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の８ページをお開きください。１件の申請がございました。 整理番号１について報告いたします。申請人は山形市在住の〇〇氏であり、河崎三丁目地内の田１筆について申請があったものです。昭和３５年に住宅を建築し、以後宅地として利用してきたものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って２０年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 （なしの声あり）
議長	発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決

	された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議長	ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。 以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

（終了時刻　午後１時５９分）

議事録署名委員

議事録署名委員